

改 定 前	改 定 後
<p>1. ～ 6. (略)</p> <p>7. (手形の支払い)                      (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。  <u>(新 設)</u>                      (2) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続をしてください。</p> <p>8. (手形用紙)                      (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。  <u>(新 設)</u>                      (2) 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。                      (3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。  <u>(新 設)</u>  <u>(新 設)</u></p> <p>9. ～ 14. (略)</p> <p>15. (印鑑照合等)                      (1) 手形、請求書、諸届書類等に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。                      (2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。                      (3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害につ</p>	<p>1. ～ 6. (略)</p> <p>7. (手形の支払い)                      (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。  <u>(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます) があります。</u>                      (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続をしてください。</p> <p>8. (手形用紙)                      (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。  <u>(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u>                      (3) 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。                      (4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。  <u>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u>  <u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>9. ～ 14. (略)</p> <p>15. (印鑑照合等)                      (1) 手形、請求書、諸届書類等に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u> を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。                      (2) 手形として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u> を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。                      (3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害につ</p>

いても、第1項と同様とします。

16. ~ 25. (略)

**26. (個人信用情報センターへの登録)**

個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき

**27. (規定の変更等)**

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

**約束手形用法**

1. ~ 3. (略)

- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3 ……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。(追加)

(新設)

いても、第1項と同様とします。

16. ~ 25. (略)

**(削除)**

**26. (規定の変更等)**

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

**約束手形用法**

1. ~ 3. (略)

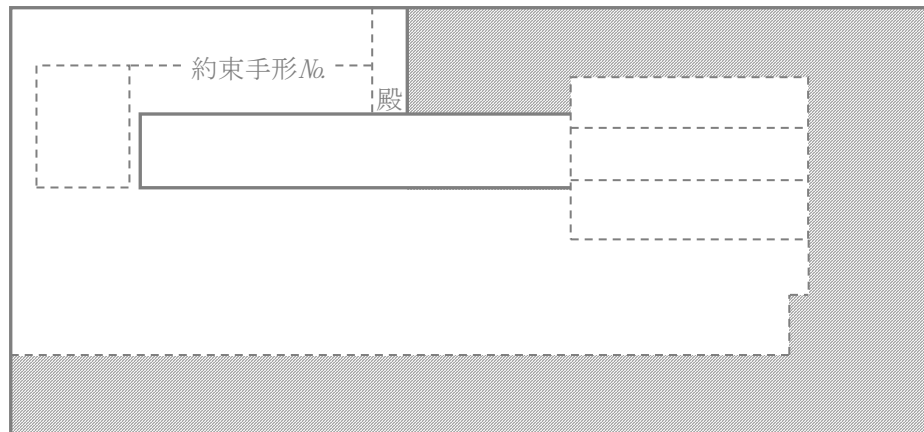
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3 ……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

(追加)

6.～ 8. (略)

(追加)



以上

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重ならないようにしてください。

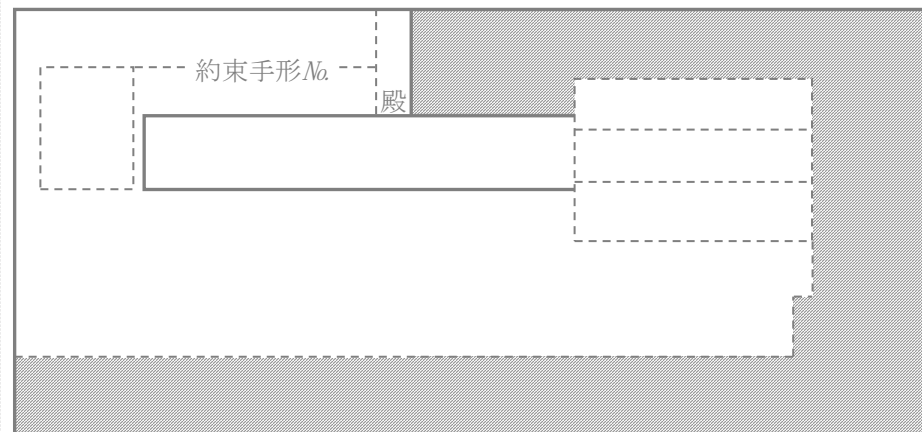
6.～ 8. (略)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>		<u>5</u>		<u>6</u>				
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	
	<u>7</u>			<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>		<u>1,000</u>		<u>10,000</u>			
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。



以上